

岐阜市指定給水装置工事事業者

(第 1 期一斉更新対象者) 各位

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長 島邊 恒之

(公 印 省 略)

指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店の更新のお知らせ

日頃より岐阜市の上下水道事業の推進にご尽力いただき誠にありがとうございます。

令和 6 年度をもって、指定給水装置工事事業者の第 1 期～第 5 期までの一斉更新が完了いたしました。皆様におかれましては一斉更新へのご協力を賜り、篤く御礼申し上げます。今後も引き続き、一斉更新を実施させていただきたいと思えます。第 1 期で更新された指定の有効期間が令和 7 年 9 月 29 日で満了します。引き続き指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店としての指定を申請する方は、下記の期日までに申請書及び添付書類を提出して頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. 更新対象者

第 1 期指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新を受けた方（指定有効期限：令和 2 年 9 月 30 日～令和 7 年 9 月 29 日の方）

2. 受付期間

令和 7 年 5 月 14 日（水）～ 令和 7 年 8 月 8 日（金）（土日祝日閉庁）

3. 提出方法

申請書類をそろえ、岐阜市上下水道事業部営業課窓口への持参、もしくは郵送頂き、内容の確認を受けてください。

4. 更新手数料

給水もしくは排水のみの場合 14,000 円

給水及び排水両方の場合 14,000 円

申請書類確認後に、納入通知書をお渡ししますので、金融機関で速やかに納入してください。郵送希望の方は申請書類提出の際に必要な切手を貼った返信用封筒を提出して頂ければ郵送対応します。

5. 指定店証書の交付について

更新決定され、新しい指定店証書が出来ましたら連絡をします。

更新後の新しい指定店証書は原則窓口で古い指定店証書と交換させていただきます。郵送での対応を希望される方は、連絡後に古い指定店証書と必要切手を貼った返信用封筒（A4 サイズ。折り曲げ不可）をお送りください。

なお、更新後の有効期限は令和 7 年 9 月 30 日から令和 12 年 9 月 29 日です。

6. 指定給水装置工事事業者の更新にかかる提出書類（提出部数 1部）

規則・規程	様式	書類
水道法施行規則	様式第1	指定給水装置工事事業者指定申請書
	様式第2	誓約書
	別表	機械器具調書（注1）
岐阜市指定給水装置工事事業者規程	様式第1号	給水装置工事事業者事業報告書
—	【添付書類】	給水装置工事主任技術者免状の写し
		給水装置工事主任技術者登録証の写し（注2）
		事務所全景・事務所内・資機材倉庫等の写真
		機械器具の写真（注1）
		法人の場合 定款（注3）
		登記簿謄本（注4）
		個人の場合 住民票

（注1）機械器具 ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

機械器具調書に記載したすべての機械器具が確認できる写真を添付

（注2）給水装置工事主任技術者免状登録証の交付を受けていない場合は、本人の顔写真を給水指定工事主任技術者免状に貼付

（注3）定款には「原本と相違ないものであることを証明する。」との文面の記載及び代表者名を記載または押印の上、代表者印を押印

（注4）登記簿謄本は法務局で入手した原本を提出（コピー不可）

※申請書類のダウンロードについて

岐阜市のHP ⇒ 「くらし・手続き」 ⇒ 「上水道・下水道」 ⇒ 「上下水道 事業者向け情報」 ⇒ 「指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の新規登録・変更・更新等について」 ⇒ 「指定店の更新について」 ⇒ 「指定店申請書類」及び「給水装置工事事業者事業報告書」をダウンロード

【注意】「指定店申請書類」の様式を更新しましたので、必ず新たにダウンロードして使用してください。
 <相手方登録変更申請書のダウンロードは、上記の「上下水道 事業者向け情報」⇒「支払金口座登録（相手方登録申請書）」の（様式）をダウンロード> か「指定店申請書類」内にも同じものがあります。どちらを使用しても構いません。

7. 下水道排水設備指定工事店の更新にかかる提出書類（提出部数 1 部）

規 程	様 式	書 類
岐阜市下水道排水設備 指定工事店規程	様式第 1 号	下水道排水設備指定工事店指定申請書
	様式第 2 号	誓約書
	様式第 3 号	責任技術者名簿
	様式第 4 号	機械器具調書 （注 1）
	様式第 4 号の 2	下水道排水設備指定工事店事業報告書
	【添付書類】	排水設備責任技術者証の写し
		事務所全景・事務所内・資機材倉庫等の写真（注 1）
		機械器具の写真（注 1）
		法人の場合 定款（注 2）（注 3）
		登記簿謄本（注 2）（注 4）
	個人の場合	住民票（注 2）

（注 1）機械器具 ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具

イ レベル、テープその他の測量用の機械器具

ウ スコップ、つるはし、その他の掘削用の機械器具

エ タンパその他の埋め戻し用の機械器具

機械器具調書に記載したすべての機械器具が確認できる写真を添付

（注 2）給水装置と同時申請の場合は省略可

（注 3）定款には「原本と相違ないものであることを証明する。」との文面の記載及び代表者名を記載または押印の上、代表者印を押印

（注 4）登記簿謄本は法務局で入手した原本を提出（コピー不可）

※申請書類のダウンロードについて

岐阜市の HP ⇒ 「くらし・手続き」 ⇒ 「上水道・下水道」 ⇒ 「上下水道 事業者向け情報」 ⇒ 「指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の新規登録・変更・更新等について」 ⇒ 「指定店の更新について」 ⇒ 「指定店申請書類」及び「下水道排水設備指定工事店事業報告書」をダウンロード

【注意】「指定店申請書類」の様式を更新しましたので、必ず新たにダウンロードして使用してください。

＜相手方登録変更申請書のダウンロードは、上記の「上下水道 事業者向け情報」⇒「支払金口座登録（相手方登録申請書）」の（様式）をダウンロード＞ か「指定店申請書類」内にも同じものがあります。どちらを使用しても構いません。

8. 注意点

① 有効期限内に指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店の更新手続きを行わない場合は、失効しますので注意してください。

② 指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店の更新手続きでは、登録内容の変更は受付できません。変更が生じた時点で、速やかに変更の届出をしてください。

岐阜市指定給水装置工事事業者規程第 5 条第 3 項及び岐阜市下水道排水設備指定工事店規程第 7 条第 2 項により、変更のあった日から 3 0 日以内に変更の届出を行わなかった場合、**処分対象**となりますので注意してください。

（担当） 岐阜市上下水道事業部営業課

審査係 指導係 TEL 058-259-7519

FAX 058-259-7522